# 社会的養護とひとり親への支援

### 阿部 孝志

# Social Care and Support for Single parent

#### Takashi ABE

キーワード: 社会的養護 ひとり親 家族支援 家族規範 育児の社会化

#### 1. 問題の所在

2014年、子育で支援の制度的な枠組みは、こども子育で支援制度の施行にともなっておおよそ提示された。この制度では、保育の提供が主眼目に置かれていたこれまでの子育で支援のありようの延長線上に相談支援が位置付けられている。たとえば障害児の親への支援、また保育サービスを利用してはいないが保育についての啓蒙的な支援といった内容のサービス提供がなされるようになった。そのような子育で支援が、支援の制度として位置づけられたことは、相談支援を含む保育にかかわる支援の内実を親への支援を含む支援体制になってきていることを示唆しているといえよう。

こうした状況のなかで、2016年には、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行され、ひとり親への支援の必要性も施策的に取り上げられてきていることは、注目されるであろう。というのも、

子育てにかかわるのは親であることはいうま でもないが、その子育てを社会的に支えると いうことが論点として議論され始めているこ とを示しているからである。このことは、子 育ては家族だけが行うべきであるのか、それ とも社会的に支えることをとおしてなされる べきであるのかという、従来の家族規範にか かわる家族社会学で問われ続けてきている問 題にかかわっている。この子育てについての 二つの論点の併存についてここでは結論を避 けるべきであるが、強調されてよいのは、「子 育ての社会化」という問題が、ひとり親によ る子育ての現状が浮かび上がるにつれて、よ りいっそう議論されなければならない現実問 題として浮かび上がってきているということ である。したがって、本稿が企図しているのは、 ひとり親への支援の必要性がますます高まる ことに照射すること、ならびに現実の障害児 の支援の必要性が急務的に高まっていること が、社会的養護としてなされる支援の拡充を もたらしうることを明らかにすることである。 後述するが、社会的養護とひとり親支援は、

それぞれ別々の制度枠組みの支援策なかで現 状では運用されているといってよい。そのよ うななかで、家族支援のなかできわめて親の 子育てそれ自体への支援が求められている。 その要請は、とりわけ障害児(発達障害児を 含む)の親への支援にほかならない。そこで 求められているのはある意味で従来の支援の 枠組みを越えて支援がなされる必要があると いう現状が生じているということである。家 族の子育ての社会化、家族での子育てとその 支援、障害児を持つ親への支援という三つの 要素が浮かび上がってくる場合には、どのよ うな支援が求められるのか、あるいは社会的 に用意されなければならないフォーマル、イ ンフォーマルな支援はいかなるものであるの か、本稿ではこれらを考察する。

### 2. 社会的養護と家族の臨界

社会的養護の支援の中軸を担っているのは、 児童に対しての直接的な対人援助をベースと した支援である。現在、このサービス給付と いう形で児童に直接に支援がなされるのであ るが、総じて現在の児童福祉として取り上げ られる問題は「家族」の問題に触れることを 不可避としている。児童の問題に目を向けて みれば、逸脱現象として、児童の社会からの はぐれ者、規範逸脱行動といったように、児 童それ自体に関心が向けられる。ところが、 近年の社会的養護で触れられている、逸脱行 動にかかわる児童問題には、過度に成育歴や 家族関係に触れることは避けなければならな いが、やはり家族の問題を抜きには語れない 問題として認知されているであろう。このように家族の問題は、子育ての問題と不可分の問題として取り上げられているからこそ、社会的養護の問題が複雑化しているとみられる。というのも、家族内での育児や養育は、私事的なことであり、外部からも見通せず、また外部からある種の介入することもできないという前提が社会通念となっているように思われるからである。育児は家族がすることであり、そのことについては他者がどうこう言いう問題ではないし、言ってはならない問題としてとらえられてしまっている。

1990 年代以降、児童虐待の問題が社会的に認知され、現場においても支援の課題として取り上げられる以前までは、社会的養護は児童を養育、保護、育成することが目的であり、一見するとその親への支援という問題とは関係のないことがらとしてとらえられがちであった。言い換えると、家族でなされる育児や養育におけるルールとは別の問題としてみなされていた。これは、土屋の言葉を借りれば「家庭のない児童」への保護が児童福祉施策の重要な課題であったことと無関係ではない10。

戦後における「保護されるべきである」という児童についての見方は、ある種のこうすべきであるという理想的な家庭像を呼び起こしている。土屋によれば、「理想像として掲げられた『家庭』規範や育児規範からの『偏差』として、この社会的養護問題が形成されることが多い」<sup>2)</sup>。ここで言われている偏差は、一般家庭からの偏差という意味である。言ってみれば、一般家庭からの逸脱現象としての

社会的養護問題といえるであろう。一般家庭がある種の育児規範、家庭規範を有し、その規範から逸脱した問題としての児童問題が措定されているといえる。土屋の捉え方に追従してみると、社会的養護問題は、その実態との関連は持つものの、「病理現象」としての私たちの社会のなかで問題事象として描き出されていることがらのひとつになっていたのである。

子育ては家族が担うものであるという一定 の共通認識は、松本の言葉3)を借りれば、「近 代家族の臨界」「近代社会の臨界」という様相 を呈することになる。松本の問題意識にも見 いだせるが、子育て支援が規範論的な意味を 内在させており、そこからみると、子育て支 援の推進力にこの規範が大いにかかわってい ることが明らかであろう。「子育ての内実や責 任を部分的にではあれ家族の外部へ移行する ことの必要性が盛んに語られたり現実化され たりする一方で、政策レベルにおいても、そ して社会の成員であるわれわれ多くにとって も、子育ての責任をなお家族、とりわけ母親 へと帰属する論理が効力を失ってはいない | 4)。 すなわち、家族が子育ての行き詰まりをみせ ていたとしても、どのように子育てをするの かという支援が進みはするが、その子育てを 家族員以外の者が行うことも支援の一様相と して成立することが、視野には入れられてい ないということである。したがって、現在の 子育てについての言説状況では、子育ては社 会が積極的に関与するべきであるという、い わゆる育児の社会化論とが併存しているとい える。

言い換えると、これは育児の社会化と無関 係ではあるまい。「子育て支援施策によって推 進され、支援の論理が示唆するところの『育 児の社会化』とは、これまで家族によって担 われることが前提とされてきた子どもへのケ ア提供の内実や責任を、部分的にではあれ、 外部化・共同化することを指している」5)。 家族の持つ機能として需要な役割を担ってい る子育てという働きが機能不全に陥っている とすれば、そのことは家族それ自体の問題を 示唆することになり、ひいては家族の危機の 表れとしてとらえられることになるであろう。 しかしながら、家族規範のなかに、家族成員 には「母親」と「父親」の両属性を含むこと がわれわれの社会のなかでのコミュニケー ション上の前提となっているのであれば、「ひ とり親」についての実態が見過ごされてしま う傾向にあることは否めないであろう。実際 に支援を必要としている「ひとり親」がどれ ほど声高に支援の必要性を語ろうとも、私た ちの家族ないしは家庭についての前提イメー ジ(「父親」と「母親」のセット)と異なるの であれば、それは、「ひとり親」に対する支援 の必要性の認知が深まりにくいことも考えら れる。

とくに「障害児のいる親」はその就労上の 困難さ、また支援をどこで受ければよいのか といった困惑さという問題を抱えていると いってよい。そうした実際に、かつすぐにで も支援を必要としている人々に対して、支援 を提供することが可能になる状態になりうる かどうかは、その必要性が私たちの社会のな かでのコミュニケーション上でのある種の話 題にならなければという問題に依存しているように思われる。ましてや、障害児のいる親がひとり親の場合であるとすれば、その困難さはさらに増すであろう。こうした求められている支援があり、それが認知されるという状況にむけた変化を促すのは、やはり経験的な実情が浮かび上がり、それが家族規範に対して影響を与えることによってであると思われる。

# 3. ケアの社会化と家族への支援

すでにこの家族規範にかかわる問題は、高 齢者介護の問題で問われてきていた問題にほ かならない。「介護の社会化」、「ケアの社会化」 という問題が、2000年の介護保険制度の施行 を契機に社会の問題として取り上げられるよ うになったのは周知のとおりである。高齢者 の介護を家族が担うべき存在であるのか、否 かといった問題は、家族に介護することへの 規範性を求めるべきかどうかという問題とし て浮上したことが想起される。老々介護の問 題や、親である高齢者への介護問題は、それ こそ現在でも考えていかなくてはいけない問 題としてある。こうした家族にとっての、あ るいは家族に対する支援の可能性を、サポー トネットワークに求めている藤崎は、高齢者 介護との関係を介護保険制度施行以前から探 究してきている。藤崎の考察は、当人も幾度 も指摘しているのであるが、「高齢者介護」に 限定しての研究となっている。しかしながら、 本稿では、藤崎の述べるサポートネットワー ク論が、現在の家族支援の、とくに子育て支 援にかかわることにも妥当すると考える。それは、いってみれば家族への支援に向けた問題として、家族機能の外部化、社会化という点では相即的であるからであり、また高齢者介護の場合に求められているサポートネットワーク論は、十分に現在の子育て支援にかかわるサポートネットワーク論の根底にかかわる論点になっていると考える。

藤崎は、高齢者介護論について、社会的背景との関連におけるサポートネットワークへの期待を次の点にまとめている。第一に挙げられるのは、家族の基礎集団としての自立性の低下である<sup>6)</sup>。家族成員の個々人のニーズの多様化は、その家族内での充足では十分とは言えず、外部の何かしらの資源やかかわりを必要とする。

第二に挙げられるのは、この基礎集団の自立性の低下と表裏の関係にある、家族成員の個々人の自立性の増大である<sup>7)</sup>。社会の事柄に関心を向けた個々人は、その事柄へのアクセスとして家族と社会との間に見いだされるかかわりを求めることになる。

第三に挙げられるのは、個々人の生活のニーズを充足することを専門的な職業としている側での問題である<sup>8)</sup>。すなわち、これまでの社会福祉援助においては援助者とクライアントとの二者関係における非対称的関係、言い換えるとある種のパターナリズムの問題である。この点で課題とされるのは、相手をトータルな人として見ていく必要性である。藤崎によれば、疾病、病気、障害という事柄を一つ一つ取り上げるだけでなく、その個々人が持つ家族関係などが解決の重要なカギとなっ

ている。いわば、家族を取り巻くネットワーク、 かかわりをも視野にいれた支援が必要になっ ているということである。

第四にあげられるのは、藤崎が述べる通り、ある種のパラドキシカルな点である<sup>9)</sup>。すなわち専門的かかわりが深まれば深まるほど、その専門性ではなしえないことが浮かび上がってきて、専門性と専門性との間の陥穽に気づくことになるということである。そこで私的な関係、あるいはネットワークの必要性が生じてくるといってよい。現在の論点でいえば、たとえば、NPOの存在やピアカウンセリングにかかわるような集団の必要性であろう。

第五に挙げられるのは、サービス提供の専門分化とそれによる相互のかかわりの不全さである 100。この問題は、サービスを利用する側からすれば、どのサービスを受ければよいのかということ以前に、どの窓口に行けばよいのかという躓きを生じさせてしまっている。そうであるからこそ、サービスを受けるための案内役であり調整役を担う者が、必要となる。

第六に挙げられるのは、生活問題の複雑化であり、それにともなうニーズの多様化などである。藤崎は、この問題に関連して、きわめて重要な論点を剔出している。藤崎は、ニーズが社会の問題として取り上げられることがなければ、あるいは社会としての問題として取り上げられるからこそ、個々人が抱えるニーズがなんであるのかが明確になると指摘する。「それぞれに固有のニーズがあってもサービスがない、あるいはそもそもサービスがないところではニーズを意識しようともしなかった」<sup>11)</sup>。

藤崎は、この複雑化する福祉問題には、総合的な視点を有したアプローチを行いうるネットワーキングの必要性を強調する<sup>12)</sup>。

上野は、当事者主権をベースとしたケアの 考察から得られた今後の福祉の展望について 乳幼児のケアを統合すること(した制度)を 提唱している 13)。上野は、「『ケアの社会化』 の巨大な一歩が介護保険なら、二歩目が障害 者自立支援法、その完成が老・障・幼のユニ バーサルな『社会サービス法』である」と述 べる。さらに続けて「すなわち年齢と家族構 成を問わず、ケアが必要な状態の個人に、対 人サービスを権利として給付するという制度 である」<sup>14)</sup>。ここで注目したいのは、上野に おいては、個々人の権利としてのサービス受 給には、家族構成それ自体を問わないことが、 掲げられていることである。それには現実問 題としての家族の育児力の低下の問題が視野 に入れられている<sup>15)</sup>。注目すべきは、上野の 論点には、おそらく家族への支援という視野 を含めたうえで、さらに支援を受けるべき当 事者である子どもにサービスが行きわたるに はどのような制度、仕組みが必要となるかと いう観点で考察されている点である。いって みれば、子どもを社会で育てるという発想に 裏付けられているといえるだろう。ここに社 会の共同性という視点が組み込まれているこ とは刮目すべき点であると思われる。家族の 育児力の低下は、「育児・介護を『私事化』し た近代家族そのものが最初から破たんを予期 されていたというべきであろう。育児も介護 も家族だけが担ってきたわけではないし、家 族のあいだだけで子どもが育ってきたわけで

もない。失われた共同性に代わって新たな共同性の回復を求める志向が、『育児の社会化』や『介護の社会化』にはある」<sup>16)</sup>。この共同性の構築につながる「育児の社会化」は、実際のところ既存の制度枠組みのないではないところにこそ、形成される可能性があるように思われる。それは藤崎が指摘した通り、ネットワーク的な人間関係のなかで得られる支援であることに類似すると考えられる。

# 4. ひとり親の現状と制度的支援策

ここでひとり親の現状を概観してみよう。 「平成23年度 全国母子世帯等調査」の推計 値によれば、母子世帯は123.8万世帯、父子世 帯は22.3万世帯となっている。母子世帯となっ た理由については、離婚が80.8%、死別が7.5% となっている。同様に父子世帯になった理由 については、離婚が74.3%、死別が16.8%となっ ている。就業状況については、母子世帯が 80.6%となっており、父子世帯が91.3%となっ ている。雇用形態に関してみてみると、正規 雇用については、母子世帯では39.4%、父子 世帯では67.4%と母子世帯がかなり低い数値 を示していることが注目される。この雇用形 態については、すなわち平均所得に直接影響 してくることはいうまでもない。母親、父親 各自の平均年間就労収入についてもみてみる と、母子世帯が181万円、父子世帯が360万 円と、おなじひとり親世帯においても母子世 帯と父子世帯とでは2倍の開きが生じている。 『平成27年度 国民生活基礎調査』によれば、 世帯所得では、全世帯の平均所得は541万円 であり、しかも児童のいる世帯の平均所得は 712万円となっている。それに比して、母子世 帯 254 万円となっており、全世帯の平均所得 の約二分の一弱となっており、児童のいる世 帯と比べてみれば、三割強という所得になっ ている。こうした経緯があり、平成24年に「母 子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に 関する特別措置法」が成立している。この法 律を成立させた目的は、「子育てと就業との両 立が困難であること、就業に必要な知識及び 技能を習得する機会を必ずしも十分に有して こなかったこと等の母子家庭の母が置かれて いる特別の事情並びに子育てと就業との両立 が困難であること等の父子家庭の父が置かれ ている特別の事情に鑑み、母子家庭の母及び 父子家庭の父の就業の支援に関する特別の措 置を講じ、もって母子家庭及び父子家庭の福 祉を図ること | (第一条) にある。主として、 就業についての支援を目的としたこの法律は、 平成26年に改正され、子育て支援や生活支援 についての支援策が付け加えられている。そ の内容の項目についてみてみると、「母子・父 子自立支援員による相談支援」、「ヘルパー派 遺、保育所等の優先入所」、「子どもの生活・ 学習支援事 業等による子どもへの支援」、「母 子生活支援施設の機能拡充」といった内容が 支援目標に掲げられることになっている。「母 子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に 関する特別措置法」は、この子育て支援なら びに生活支援を含めて、主軸となる4つの政 策目標を有している。その内容は、1)子育て、 生活支援(日常生活についての支援員などに よる相談支援、児童の学習支援、母性生活支

援施設等による入所、短期入所) 2) 就業支援 (ハローワークなどでの就業支援、資格取得のための職業訓練)、3)養育費の確保 (離婚時、離婚後の養育費の取り決め、またその相談支援)、4)経済的支援 (児童扶養手当の受給、母子寡婦福祉貸付金) である。こうしてみると、この法律では基本的に、ひとり親が就業しうるための支援策として構成されており、またそれと同時に経済的な支援策が主な支援内容になっているといえるだろう。

先に取り上げた通り、現在のひとり親についての社会的に求められている、あるいは実施されようとしている支援策では、「全国母子家庭等調査」で浮かび上がった、ひとり親の就業状態の問題、ならびに所得の問題への解決が急務となっている様相を呈している。

また平成28年12月には「すべての子ども の安心と希望の実現プロジェクト」と題して ひとり親や多子世帯に対する経済的な支援策 と虐待防止策が提唱されているのだが、これ は「子どもの貧困」といわれる事態に対する 支援の一環である。政府は、平成26年の4月 より内閣府に「子どもの貧困対策会議」を設 置した。ちなみに、この対策会議は、同年施 行された「子どもの貧困対策の推進に関する 法律 | に基づいて設置されている。この「子 どもの貧困対策会議」は平成28年まで総計4 回実施されているのだが、そのなかで取り上 げられたテーマがほかならぬ次の二つのテー マとなっていた。その二つが「すべての子ど もの安心と希望の実現プロジェクト」の二つ の支援策の柱となっている、①就業による自 立、ひとり親の社会的な孤立を避けうるため

の支援策、②児童虐待の防止である。

このように、平成23年の「全国母子世帯等調査」の結果が示された頃から、政府においてひとり親への支援が積極的に検討されるようになり、ひいては各種の法律の制定や施策の実施がなされるようになっている。ひとり親への具体的な支援策はまだ始まって間もないものの、ひとり親への支援の必要性が社会的に、あるいは制度的に認知されるようになってきていることは注目すべきことであろう。

### 5. 障害児の家族への支援

障害児家族について、とくに当事者という 視点を重視した研究として社会学的に注目さ れるのは、とりもなおさず土屋葉の『障害者 家族を生きる』(2002年)であろう。この著 作での研究では、障害児の母親が抱く、自身 の子どもの障害児への様相についてが、具体 的なインタビューのもと、制度的、質的研究 的、家族社会学的に考察されている。土屋は 「本書は、障害当事者からの『脱施設』の主 張、すなわち家族のもつ抑圧性、規範性に対 する異議申し立てを受けたところから始まる」 ことを端緒にしていると明言する 17)。ここで 重要な点は、親自身が日常的な規範のもとで、 それと気づかず抱いている認識枠組みである。 ある種の愛情規範とも呼ぶべき規範が、障害 児の母親に内面化されており、このことによ り愛すべき子どもをより愛さなければならな いという不安にさらされてしまうことである。 「脱家族」という目標は、いうまでもなく障害 者自身が自らの家族を、あるいは社会で常識 化されてしまっている家族観を、当事者が問 い直し、家族からの自身の囲い込みから解放 されることを切望するメッセージとして受け 取らなければならないだろう。土屋は、この「脱 家族」について、近代家族論からの批判的検 討から、「障害」の認識枠組みの捉えなおしを せまる力とみている。さらに土屋は、「脱家族」 の先行研究の検討をとおして、次のような点 の論点の抜け落ちを指摘している。「第一に、 親の視点から家族関係をとらえることの限界、 いいかえれば障害をもつ当事者の視点の欠如 である」18)。この指摘は先に取り上げた上野の 当事者論の指摘ときわめて相即的である。「第二 に、家族にまつわる規範についての実証的な分 析の不足である」19)。この点は、家族自身が子 育ての規範についてどのように感じ取ってお り、実際の生活や子育てにどのような行動様式 として表れているのかが明示化されなければ、 障害児・者にかかわる家族のみならず、当の障 害児・者にどのような影響をもたらしているの かですら把握しえないだけでなく、その理解に つながらないという指摘であるとみられる。「第 三に、家族の関係性についての議論が十分で ない」<sup>20)</sup>という土屋の指摘である。すなわち、 家族内で生じうる摩擦や葛藤が何らかの問題 を引き起こすのであれば、そこでどのような 関係性が生じているのか、言い換えると不平 等性が生じているのか、さらにはパターナリ ズム的特徴が見いだせるのかについての具体 的な省察が必要になってくるであろう。どの ような支援がなされようとも、この当事者に かかわる摩擦や葛藤が描写されなければ、支 援の有効な手立てにつながらない可能性が生

じてしまうことが危惧されるのである。そこ で土屋は、社会福祉論でこの摩擦や葛藤がど のような視点でとらえられてきたのかについ て言及している。「ストレスと抱える家族を援 助するものとしてとらえるのが、社会福祉論」 <sup>21)</sup> のこれまでの捉え方の傾向となっていると 土屋は喝破する。このとらえかたのどこにそ の問題性をはらんでいるのかといえば、それ はこれまで指摘した通り、家族が介助、ない しは支援することが自明であることを前提に しているという点である。家族のストレスそ れ自体が問題化されてしまうことで看過され てしまうのは次の点である。「あるべき『家族』 を前提にした立論には、家族ストレス論と同 様、家族の役割、とりわけ家族による介助/ 扶養を問い返す余地がなく、ここに生起しう る問題に、目が向けられることがない」<sup>22)</sup> こ とにつながってしまうといえる。家族が介助 することが当然のことであるという規範それ 自体の問題性を脱することがない場合、ある いは変化がない場合、潜在的には依然として 構造的には家族が介助する役割を全面的に担 わなければならないという意識構造には何ら の変化をもたらすことがないといえるので、 表向きの支援にとどまってしまう可能性があ ろう。

#### 6. 今後の課題

2005年に発達障害児支援法で示された支援 の特徴的は、発達障害の家族に対する支援が 盛り込まれたことである。しかしながら、渡 辺が指摘する通り、家族が依然として重要な 援助者としてみなされている<sup>23)</sup>のであれば、本稿で述べるところの従来の家族規範と変わるところがないともいえる。渡辺は「同法の施行にあたって国から各自治体や教育委員会等に出された通知では、『家族も重要な援助者であるという観点から、発達障害者の家族の支援を支援していくことが重要である』と述べられています。言い換えるならば、家族は支援の対象としてとらえられているものの、障害のある本人の援助者という位置づけからは脱却できていないとも解釈できます」<sup>24)</sup>と述べる。

渡辺によれば、親によるサービスの選択があり、それに応じて子どもに適したサービスを選択することができるのであるが、もとそり地域での社会的資源がないばあいには、そうしたサービスを利用すること自体に対すービスが生じてくる<sup>25)</sup>。こうした地域でのサービスを利用することに地域でのである。こうした地域でのであるとびとして、障害の受容に関するを持つ家族の不安には、障害の受容に関するを持つ家族の不安には、障害の受容に関するとが必要になる介助などが挙げられる。またなとり親家族の場合には一層その急務的な支持が必要となる。家族が介助するといてや、ひとり親家族の場合には一層その急務的ことを前提にするのが、家族の扶養の自りたさらんだ支援からさらに一歩踏み出した支援が必要になっていることが明らかになる。

これまでの考察をふまえ、再び社会的養護に関連する問題に触れておかねばなるまい。 社会的養護は、その「家庭」ないしは「家族」 という概念に、子育ては家族がおこなうべき であるという考え方を内在化していたことは 指摘してきた。ところが、その「家族」にか かわる規範は変化しないまま、虐待をはじめ とする要養護児童への支援がとりもなおさず 必要とされ、なおかつ家族は不問にされたま まになってしまい、社会的養護と家族の関係 がいつのまにか別の問題になってしまったと いえる。ところが、そうした規範問題を残し たまま、家族へのサポートが、その社会的養 護を必要とする児童に対する対人援助サービ スとして実施されているのである。障害児の 支援についていえば、そこに障害児の家族の 抱える事態にも密接に関係しなければならな い現状が生じている。近年では、児童発達支 援センターでの障害児の家族への相談支援が 実施されており、子どもと一緒に親が子ども の育ちに参加していくというスタイルがと られているように思われる。もとより障害児 にかかわっては、その家族(親)との葛藤や 感情的関リを含めその関連は強いつながりを 持ってきていたことは述べてきた。児童発達 支援センターが近年増加しているなかで、相 談支援が制度化されていることもあり、支援 として重視されていることの一つが、そうし た家族への支援である。こうした家族への支 援のなかで、今後重視されなければならない のは、これまで考察してきた、従来の家族規 範の捉え返しを含めたインパクトとなりうる のかどうかという点である。その支援の在り 方をめぐって、ある意味で家族ストレス論に 陥らないかどうかの試金石となりうるのが、 ひとり親への支援であり、かつ障害児をもつ ひとり親への支援であろう。ひとり親の場合 には、その親が子どもを育てることを当然視 していては就労のみならず、生活の時間など

### 研究紀要 第39号

がままならなくなるのは、容易に考えられることであろう。したがって、現在は就労支援が中心となっているひとり親支援がより拡充され、障害児の家族への支援、またその家族への相談支援が今後、より実態に応じた支援内容の展開を見せる必要がある。しかもそのことによる家族の子育ての社会化に対する、従来の家族規範の代替案となる何らかの家族観が、少なくとも支援にかかわる範囲では出来する可能性が期待される。今後の本稿での課題は、このひとり親でかつ障害児家族についての実態調査であろう。この内実が明らかにされることが、今後の家族支援の展開の一里塚を形成すると考える。

註

- 1) 土屋敦、『はじき出された子どもたち 社 会的養護と「家庭」概念の歴史社会学』、 勁草書房、2014年、4頁
- 2) 土屋敦、『はじき出された子どもたち 社 会的養護と「家庭」概念の歴史社会学』、 勁草書房、2014年、195頁
- 3) 松本洋人、『子育て支援の社会学 社会化 のジレンマと家族の変容』2013年、新泉社、 41頁
- 4) 松本洋人、『子育て支援の社会学 社会化 のジレンマと家族の変容』2013年、新泉社、 36頁
- 5) 松本洋人、『子育て支援の社会学 社会化 のジレンマと家族の変容』2013 年、新泉社、 40 頁
- 6) 藤崎宏子『高齢者・家族・社会的ネットワーク』

- 1998年、培風館、228頁
- 藤崎宏子『高齢者·家族·社会的ネットワーク』
  1998 年、培風館、228 頁
- 8) 藤崎宏子『高齢者·家族·社会的ネットワーク』1998 年、培風館、228-229 頁
- 9) 藤崎宏子『高齢者·家族·社会的ネットワーク』 1998 年、培風館、229-230 頁
- 10) 藤崎宏子『高齢者·家族·社会的ネットワーク』1998 年、培風館、230 頁
- 11) 藤崎宏子『高齢者·家族·社会的ネットワーク』1998 年、培風館、231 頁
- 12) 藤崎宏子『高齢者·家族·社会的ネットワーク』1998 年、培風館、231 頁
- 13) 上野千鶴子『ケアの社会学 当事者主権 の福祉社会学』太田出版、2011 年、466-467 頁
- 14) 上野千鶴子『ケアの社会学 当事者主権 の福祉社会学』太田出版、2011 年、466-467 頁
- 15) 上野千鶴子『ケアの社会学 当事者主権 の福祉社会学』太田出版、2011年、466-467頁
- 16) 上野千鶴子『ケアの社会学 当事者主権 の福祉社会学』太田出版、2011 年、466-468 頁
- 17) 土屋葉『障害者家族を生きる』、2002年、 勁草書房、14頁
- 18) 土屋葉『障害者家族を生きる』、2002 年、 勁草書房、37 頁
- 土屋葉『障害者家族を生きる』、2002 年、 勁草書房、37 頁
- 20) 土屋葉『障害者家族を生きる』、2002 年、 勁草書房、37-38 頁

#### 社会的養護とひとり親への支援

- 21) 土屋葉『障害者家族を生きる』、2002年、 勁草書房、39頁
- 22) 土屋葉『障害者家族を生きる』、2002 年、 勁草書房、39 頁
- 23) 渡辺顕一郎・金山美和子『家庭支援の理 論と方法』2015年、金子書房、60頁
- 24) 渡辺顕一郎・金山美和子『家庭支援の理 論と方法』2015年、金子書房、60頁
- 25) 渡辺顕一郎・金山美和子『家庭支援の理 論と方法』2015 年、金子書房、62 頁

## 参考文献

- 藤崎宏子『高齢者・家族・社会的ネットワーク』 1998 年、培風館
- 神原文子編『ひとり親を支援するために―― その現実から支援策を学ぶ――』2012年、 大阪大学出版会
- 木村祐子『発達障害者支援の社会学 医療化 と実践家の解釈』2015 年、東信堂
- 松本洋人『子育て支援の社会学 社会化のジ レンマと家族の変容』2013 年、新泉社
- 土屋敦、2014、『はじき出された子どもたち 社会的養護と「家庭」概念の歴史社会学』、 勁草書房
- 土屋葉 2002 『障害者家族を生きる』、勁草書房 上野千鶴子『ケアの社会学 当事者主権の福 祉社会学』太田出版
- 渡辺顕一郎・金山美和子『家庭支援の理論と 方法』2015 年、金子書房
- 山縣文治、林浩康編『社会的養護の現状と近 未来』2007年、明石書房